

行財政局と小委員会交渉

勤勉手当の新たな加算制度、実施にあたって申し入れ

市労連は、提案を受けていた「勤勉手当の新たな加算制度」について、各単組での討議を踏まえ了解するとともに、出された意見に基づいて当局に対し申し入れることにしました。3月3日に山川給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で市労連は、提案については了解するとともに、代替職員の確保を最優先とし、職員への周知をはじめ制度実施にあたって申し入れを行いました。これに対し当局は、実施に当たっては、職員の理解が深まるとともに、適切な制度運用となるよう対応していくとの考え方を示しました。

市労連 2月3日の交渉で提案を受けていた「勤勉手当の新たな加算制度」については了解することとします。

ただし、本来、欠員が生じた場合は、当局の責任において代替職員を確保することが何よりも求められています。当局として、最大限の対応をしていただきたい。

また、制度実施にあたっては、職場内で不公平感や分断につながることをないように、制度の趣旨を十分理解したうえで対応していただきたい。

応援職員の指定にあたっては、過重労働にならないように、当該職員の意向も確認したうえで、慎重に対応していただきたい。

加算金額について様々な意見が出ています。制度導入後、運用状況や職場実態を踏まえ、制度検証を行ったうえで、必

要な対応や労使協議を行うよう申し入れます。

当局 ただいま、皆さま方より「勤勉手当の新たな加算制度」につきまして、ご意見をいただきました。

ご指摘にもありました欠員対応については、これまで通り、労働安全衛生の観点も踏まえ、職員が安心して働き続けられるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

そのほかの制度に関するご指摘についても、実施に当たっては、職員の理解が深まるとともに、適切な制度運用となるよう各任命権者において対応してまいりたいと考えております。

また、勤務労働条件に関する事項は、これまで通り皆さま方と協議してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。